平成２３年（フ）第４０７号
千葉県成田市本三里塚189番地３　Ｂ306
債務者　菅本　弘美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４０９号
千葉県八街市八街は33番地９、住民票上の住所千葉県八街市文違301番地3662
債務者　片山　進一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４１３号
千葉県佐倉市井野1385番地219、住民票上の住所千葉市緑区古市場町356番地17　アツミハイツ201号
債務者　八木　邦昭
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２４号
千葉県八街市八街に155番地２　市営住宅九十九路団地２－３－21号
債務者　畠山　伸吾
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２６号
千葉県印西市小林1606番地11
債務者　高橋　良尚
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２７号
千葉県印西市小林1606番地11
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４５号
千葉県富里市七栄646番地109　グリーングラスⅡ201
債務者　安部　　純
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４６号
千葉県佐倉市上志津1651番地40　メゾンサクラ201号
債務者　本間　美香
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６８号
千葉県木更津市畑沢南４丁目13番７号　Ｂ棟
債務者　鹿島　光大
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８９号
千葉県君津市藤林235番地１　藤林団地22
債務者　福塚キヨヱ
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７３０号
埼玉県越谷市大字袋山1598番地34
債務者　大関　昭夫
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
埼玉県東松山市大字高坂811番地３
債務者　岡島　直美（旧姓引間・石原）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８８号
京都府亀岡市畑野町広野平井４番地129
債務者　竹形　真一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
京都府亀岡市畑野町広野平井４番地129
債務者　竹形ひろみ
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
京都府亀岡市大井町並河２丁目16番６号
債務者　中井　敏郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２１８７号
札幌市北区篠路４条２丁目９番24号　めぐみ荘１階左、申立時の住所札幌市北区百合が原９丁目10番１号　センタービレッヂ４Ａ号
債務者　宮本　一夫
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１７号
札幌市白石区北郷６条９丁目２番４号
債務者　山下　芳秋
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２５号
札幌市白石区平和通６丁目北３番13号　ピースアベニュー401号、住民票上の住所北海道夕張郡長沼町旭町南３丁目２番７号
債務者　佐々木真司
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部